



弁護士 近藤 智仁

特定財産承継遺言の留意点

Q

先月、母が他界し相続が発生しました。相続人は私と妹の2人です。生前、母は母の介護をしていた私に妹よりも多くの遺産を遺すため、母名義の自宅と預金口座の大半を私に相続させる内容の遺言書を作成していました。遺言書では、妹の遺留分は確保してあるため、妹から遺留分の請求を受けることはないはずですが、私と妹との関係は悪く、今後の相続手続きに不安があります。なにか気をつけなくてはいけないことはありますか。

- A. 1. 「長男にはA土地を、二男にはB土地を相続させる」というように、特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言は、従来「相続させる旨の遺言」と言われてきました。2019(平成31)年の民法改正により、このような遺言は「特定財産承継遺言」と呼ばれるようになりましたが(民法1014条2項)、遺言作成の実務上、多くの場面でこの遺言が用いられています。

特定財産承継遺言は、相続発生時において遺産分割方法の指定がなされているものと扱われ、被相続人が死亡すると、直ちに遺産が相続人に承継される効果を有し、遺産分割の協議や家庭裁判所の審判を経ることなく、指定された相続人がその特定財産を確定的に取得します。

そして、改正前の民法では「相続させる旨の遺言」によって相続した場合、判例上、指定された相続人は、対抗要件(不動産の場合は、登記の具備)なくして、その権利を第三者に対抗できるとされていました。

例えば、あなたの場合、相続開始直後に妹が悪意を持って、自宅につき妹の法定相続分を先に登記して、その持ち分を第三者に売却したとしても、買受人はあなたに対しその権利を主張することはできませんでした。

2. ところが、今回の民法改正により従来の判例の取り扱いが変更され、特定財産承継遺言によって遺産を単独で相続している場合でも、自己の法定相続分を越える部分については、登記、登録その他の権利の移転についての対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができなくなってしまいました(民法第899条の2の規定の新設)。この改正は、遺言の存在、内容を知りえない相続債権者、債務者などの利益、第三者の取引の安全を確保し、登記制度などの信頼を確保するためのものとされています。

その結果、不動産の場合、遺言書では遺産を取得していない他の相続人が、法定相続分を先に登記し、事情を知らない第三者に譲渡した場合、その者が先に登記を備えるとその登記が優先され、その限りで遺言の実現が妨げられてしまうことになりました。

3. これは貸付金や預金のような債権についても同様です。

特に預金については、他の相続人が改正法で新設された遺産分割前における預金の一部払戻し制度を用いることにより、預貯金の一部を引き出すことが可能になりましたので(民法909条の2)、遺言があるからといって安心していても、預金を一部引き出された後、これを消費されてしまい、後で回収できなくなることも起こりえます。

そのため、上記のような心配がある、関係性が悪いもしくは関係性が希薄な相続人がいる場合、遺言書があるからと安心して手続きを放置することなく、早めに対抗要件を備えておくことが大事になります。

4. 具体的な対応策としては、不動産の場合、登記を備えること、貸付金の場合、内容証明郵便を用いて権利の移転を債務者に通知することが必要です(民法467条)。預金の場合、各金融機関に対し、遺言書の写しを添付するなどして、自己が遺言により、単独で預金を相続できる権限があることを知らせておけば、上記のリスクを回避することができます。

あなたの場合、妹の対応に不安があるのなら、以上の点を踏まえて早期に相続手続きを進めるとよいでしょう。